

令和6年10月1日

会員各位

一般社団法人 日本生殖医学会
理事長 杉野 法広
(公 印 略)

一般社団法人日本生殖医学会 年会費納入のお願いと留意事項について

拝啓 秋色の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6(2024)年度年会費につきまして未納となっております先生方に、再度年会費請求書をお送りいたしましたので、期限までにお支払い頂きますようお願い申し上げます。過年度に未納分がある場合は、合算額をご請求いたしておりますので、併せてお支払いいただけますようお願い申し上げます。

また会費納入における注意事項について、下記を必ずご一読ください。

今後とも、会員の皆様のご理解とご支援を何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 長期にわたり会費未納となった場合（本会から連絡がつかなくなり、請求書を送ることもできない方を含みます）、一般社団法人日本生殖医学会定款に則し、会員資格を喪失する場合がございます。

2. 会費未納の場合には、会員の重要な権利である選挙権・被選挙権が行使できなくなります。

<参考>

「一般社団法人日本生殖医学会定款」より抜粋

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

以上